

# 平成28年5月定例会

## 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成28年度5月補正予算等関係)

### 福祉保健部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成28年5月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 医療政策課 医療指導課	1 2 6 9 13 18 19 22
	2 歳入歳出事項別明細書	/	23
	3 節の明細	/	29
	4 債務負担行為に関する調書	子育て応援課	30

【予算以外】  
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第3号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について	子育て応援課	31

(報告事項)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正について (平成28年3月24日専決)	長寿社会課 子ども発達支援課	36
報告第2号	長期継続契約の締結状況について	中部総合事務所 福祉保健局 米子児童相談所	39

## 議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,956,982	17,128	5,974,110			1,208	15,920	
障がい福祉課	7,376,835	428,083	7,804,918	268,923		29,500	129,660	
長寿社会課	10,544,007	82,274	10,626,281	29,849		38,374	14,051	
子育て応援課	6,083,404	46,701	6,130,105	205		40,996	5,500	
青少年・家庭課	2,418,717	5,624	2,424,341				5,624	
医療政策課	5,411,193	38,222	5,449,415		22,000	7,614	8,608	
医療指導課	13,320,678	2,036	13,322,714	1,364			672	
部計	54,209,984	620,068	54,830,052	300,341	<22,000> 22,000	117,692	180,035	県費負担 202,035

## 説明

## 主な事業

- ・(新)「子どもの未来応援団」ネットワーク支援事業
- ・(新)熊本地震の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討事業
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016開催事業
- ・(新)鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金
- ・保育・幼児教育の質の向上強化事業
- ・(新)新卒訪問看護師育成モデル・プログラム作成支援事業
- ・(新)鳥取県ドクターヘリ導入事業(格納庫等設計費)
- ・(新)国保事業費納付金等算定標準システム導入整備事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「子どもの未来応援団」ネットワーク支援事業	0	300	300				300	
トータルコスト	0	300	300	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	連絡調整業務、広報				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

子どもの居場所づくりやこども食堂に取り組む民間団体が構築するネットワークを支援し、民間団体の運営ノウハウや人材育成を図ることにより、子どもや家庭が身近な地域で見守りや支援が受けられる環境づくりを促進する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
ネットワーク組織の立ち上げ・支援	標準事務費対応	民間団体のネットワーク設立に向けた立ち上げ及び活動を支援する。 【ネットワーク組織】 目的：子どもの居場所づくりやこども食堂に取り組む民間団体同士で情報交換や研修等を行い、運営ノウハウの向上を目指す。 構成員：子どもの居場所づくりやこども食堂に取り組む任意団体、NPO法人、社会福祉法人等 県の支援内容：立ち上げ準備会や情報交換・勉強会の開催、チラシ作成等
子どもの居場所づくり推進のための講演会開催	300	子どもの貧困対策についての県民への意識啓発と参画促進及び取組を行っている団体等の研修を目的とした講演会を開催し、子どもの居場所づくりの充実や団体・ボランティアの拡充を図る。 ※県と民間団体によるネットワーク組織との共催 【内容】 ・専門家や学識経験者による基調講演 ・先進的取組を行う団体の講演 ・県内の実践報告 【対象】 NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、任意団体等の民間団体、ボランティア活動者等の一般県民、児童福祉機関、市町村・県

3 これまでの取組状況

- ・低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事を作って食べたり、勉強したり、活動を行うことが出来る子どもの居場所づくりの取組が、県内の民間団体においても少しずつ始まりつつある。
- ・ただ、“子どもの貧困対策”をテーマとした民間支援団体はまだ少なく、先行して実施している「子どもの居場所づくり推進モデル事業」を含め、取組を拡げるための工夫が必要である。

【参考】

○子どもの居場所づくり推進モデル事業（H27年度2月補正（臨時議会分）地方創生加速化交付金充当事業）

低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、子どもたちの社会性、規則正しい生活習慣の獲得、世帯の孤立防止等を推進することができる居場所づくりを支援する。

○こども食堂

経済的に厳しい、仕事で親の帰りが遅く食事の支度がままならない、孤食等、様々な事情を抱えた子どもに、家族団らんや多人数で食べる機会を提供したり、栄養バランスの優れた食事を無料または格安で提供することを目的とした取組。

平成28年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）熊本地震の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討事業	0	320	320				320	
トータルコスト	0	320	320	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議開催、報告書作成				
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>熊本地震で明らかになった福祉分野での課題を踏まえ、県内の要支援者が避難生活を安心しておくことができるための対策等について市町村等関係者とともに検討を行い、今後の災害に備える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 熊本地震での課題の検証 120千円（標準事務費対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道、被災地派遣職員の報告等の分析</li> <li>・関係団体からの聞き取り・助言等</li> </ul> <p>(2) 県内関係者との意見交換と対策の立案 320千円</p> <p>【構成員】</p> <p>県内の各障がい者団体、福祉施設協議会代表（老人福祉施設協議会等）、市町村、県社会福祉協議会、県（福祉保健部、危機管理局）、有識者</p> <p>【内容】</p> <p>避難対策を行う中心である市町村、県と各団体や有識者が一堂に会して、課題の抽出や課題に対する対策を検討する。</p> <p>【期間】年度内</p> <p>【成果例】</p> <p>災害時における要支援者の避難生活等の留意事項と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各障がいごとの市町村の留意事項（市町村）</li> <li>・要支援者避難の調整の協力事項（県及び社会福祉協議会）</li> <li>・各障がい者団体の協力事項</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 熊本地震での避難生活に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所で障がい者（身体、発達、知的、精神など）の居場所がない ⇒車いすのスペースがない、人ごみ・明るさ・音に敏感 など</li> <li>○避難所で高齢者の居場所がない ⇒おむつ替えなどのプライバシーが保てる場所がない など</li> <li>○避難所に妊産婦や小さな子どもがいる世帯の居場所がない ⇒乳児の泣き声で迷惑がかかるのではないかと心配で避難所で過ごせない</li> <li>○福祉避難所への避難者の調整機能が働かなかった ⇒ある福祉避難所には要支援者受入の要請が殺到したが、近所の一般の方が避難の申し入れがあり、断るわけにもいかず受け入れたため、要支援者の受入要請にはこたえることができなかった。また、ある福祉避難所は全く受入要請がなかった など</li> </ul>								

平成28年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	1,208	1,208			(諸収入) 1,208		
トータルコスト	0	1,208	1,208	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成27年度の県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還し、その余剰金から経営努力によらない額(外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額)を控除した額の2/3を公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。								
2 主な事業内容								
(1) 補助金の名称								
鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金								
(2) 交付先								
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(県立福祉人材研修センターの指名指定管理者)								
(3) 補助内容								
以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付								
ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業								
○高齢者の生きがい対策事業の充実								
(高齢者の健康で生きがいのある暮らしの実現につながるニュースポーツ(グラウンドゴルフ、ペタンク、カローリング等)の普及啓発)								
○社会福祉を目的とする事業を営業者への支援及び調査研究								
(県内福祉関係者の調査・研究組織である鳥取県福祉研究学会への助成)								
○社会福祉を目的とする事業の企画及び実施								
イ 県立福祉人材研修センターの管理運営								
○情報提供機能の充実および県立福祉人材研修センター利用促進イベントの開催								
○施設環境の整備								
○職員接遇研修の実施								
(4) 所要経費								
(単位: 千円)								
区分	金額	摘要						
平成27年度委託料支払額 (協定書の額)	37,557	既支払額(A)						
平成27年度委託料実績額	34,864	(B)						
平成27年度委託料余剰額	2,693	(C=A-B)						
経営努力によらない額	881	(D)						
補助額	1,208	(C-D) × 2/3						

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7145）

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）旧陸軍墓地修繕事業	0	15,300	15,300				15,300	
トータルコスト	0	15,300	15,300	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	修繕業務の発注、支払				
工程表の政策目標（指標）	-							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b>            県が所管する旧陸軍墓地敷地内の地下水が湧き水となって長期にわたり流水し、旧陸軍墓地の参拝等の際に使用する階段（石段）が変形し、危険な状態となっている。参拝者等の安全確保のため修繕を行う。（現在、階段の通行止めを実施）</p> <p><b>2 主な事業内容</b>            補正要求額 15,300千円            （内訳）階段補修 2,500千円                  水路工 1,400千円                  地下排水工（横ボーリング工）11,000千円                  用地費 50千円                  立木補償 350千円</p> <p>【旧陸軍墓地】            所在地：鳥取市国府町宮下            所管：終戦直後は陸軍省から大蔵省へ移管されていたが、昭和29年11月1日に大蔵省から鳥取県へ移管。            墓石の建柱：昭和8年春 面積9,626平方メートル            埋葬状況：個人墓129柱、合葬墓4,845柱</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b>            ・平成27年度に階段工修繕に係る測量設計及び地質調査業務を実施。            変状を来たした階段の修繕設計と変状の原因となった地下水への対策工設計、設計に必要な現地測量及び地盤ボーリング調査。            ・平成27年度に工事実施に必要な用地取得等に係る用地測量、補償物件調査を実施。</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費  
1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7678)

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016開催事業	500	39,500	40,000	10,000		(基金繰入金) 29,500		
トータルコスト	8,298	39,500	47,798	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	委託契約業務、関係団体との連絡調整業務				
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興							

【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムとして全国的な障がい者の芸術文化振興を有志の都道府県と連携して実施するため、平成28年3月30日に「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」を設立した。  
同知事連盟が行う障がい者の芸術文化振興の取組のキックオフとして「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」を開催する。

2 主な事業内容

(1) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016

- ア 日 時 平成28年10月30日(日)
- イ 場 所 米子コンベンションセンター
- ウ 内 容
- ・連盟参加都県の障がい者アート(舞台や作品)の発表
  - ・県内の障がい者の舞台発表
  - ・プロのダンスステージ
  - ・連盟参加都県知事との障がい者芸術・文化振興宣言(仮称)
  - ・障がい福祉に関する講演会、パネルディスカッション等
  - ・障がいのあるプロのコンサート
  - ・アール・プリュット作品展 (10月30日(日)～11月1日(火))

3 参考

(1) 知事連盟の概要

- ア 名 称 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」
- イ 目 的 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムとしての障がい者の芸術文化活動を振興
- ウ 取 組 (ア) 全国規模のムーブメント(舞台芸術祭やアール・プリュット展などを始めとした美術作品展を全国持ち回り開催)  
(イ) 各都県の障がい者芸術文化振興施策のブラッシュアップ  
(ウ) 障がい者芸術文化振興に係る提案・要請活動
- エ 参加都県 東京都、宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鳥取県 (以上13都県からスタート)  
※今回の趣旨に賛同していただいた「日本創生のための将来世代応援知事同盟」参加県をベースに、開催地である東京都を加えて立ち上げを行った。
- オ 設 立 平成28年3月30日に遠藤利明東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、布村幸彦公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長にも出席いただき、設立記者会見を実施。

(2) オリンピック・パラリンピックでの文化プログラム

オリンピック憲章には「スポーツと文化を融合させること」、「短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない」と謳われている。  
特にバルセロナオリンピック以降、オリンピック・パラリンピックの開催国において、前大会終了後から次の大会開催までの4年間に「スポーツと文化の融合」の実現に向けた文化プログラムが行われている。

- ・リオデジャネイロ オリンピック 2016年8月5日～8月21日
- パラリンピック 2016年9月7日～9月18日



平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
鳥取県社会福祉施設等施設 整備事業	31,200	388,383	419,583	258,923			129,460	
トータルコスト	34,319	388,383	422,702	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0人	0.4人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者の地域生活への移行の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国庫補助制度を活用し、社会福祉法人等が行う施設整備等に対して補助を行い、障がい福祉関係の社会資源の整備を図り、障がい者のサービス利用環境の向上を図る。平成28年度国当初予算協議案件が決定したことから、必要額の補正を行う。

2 主な事業内容

区分	内容
実施主体	社会福祉法人等
対象事業	自己所有建物の創設（新築）、改築・大規模修繕等
補助基準額	整備区分により算定 ・実施事業の種別・定員に応じて算定される額 （本体基準額に各種加算を加えて算定される額） ・厚生労働大臣が必要と認めた額
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費
補助率	3/4
負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4
所要額	創設 4件 373,780千円 大規模修繕等 1件 45,803千円 ※うち31,200千円は当初予算で措置済

3 これまでの取り組み状況、改善点

本事業の活用により社会福祉法人等による施設整備等が円滑に行われ、利用者の環境改善等、ハード面における県内の障がい福祉の向上・増進が図られてきた。併せて、施設入所者の地域移行に資する社会資源を着実に増加させている。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）重症心身障害児（者）を守る会 第26回中国ブロック大会開催助成事業	0	200	200				200	
トータルコスト	0	200	200	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金業務				
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>中国地区各県から重症心身障がい児者の家族や関係者が集い、障がい者福祉施策に対する理解を深め、会員の結束を図ることで、重症心身障がい児者福祉の一層の発展と充実を図ることを目的として開催される「重症心身障害児（者）を守る会 第26回中国ブロック大会」の開催経費の一部を助成する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>（1）事業内容 「重症心身障害児（者）を守る会 第26回中国ブロック大会」の開催経費の一部助成</p> <p>（2）実施主体 全国重症心身障害児（者）を守る会中国ブロック 鳥取県重症心身障害児（者）を守る会</p> <p>（3）補助率 定額 200千円</p> <p>＜大会の概要＞ 日 時：平成28年10月15日（土）～16日（日） 場 所：米子ワシントンホテルプラザ（米子市明治町125） 内 容：中央情勢報告、記念講演、分科会等</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7178）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	774,033	8,500	782,533			(基金繰入金) 8,500		
トータルコスト	774,813	8,500	783,313	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
「医療介護総合確保推進法」に基づき設置される「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。								
2 主な事業内容								
地域密着型サービス施設等の整備への助成								
地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う市町村に対し支援を行う。								
								（単位：千円）
補助対象施設		単価		施設数	補正額			
認知症対応型デイサービスセンター		8,500千円/施設		1	8,500			
合計					8,500			
地域包括ケア推進支援事業	6,371	0	6,371			(基金繰入金) 160	△160	
トータルコスト	12,609	0	12,609	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。								

4目 老人福祉費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保) 補助金	0	27,000	27,000			(基金繰入金) 27,000		
トータルコスト	0	28,560	28,560	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。								
2 主な事業内容								
実施主体	介護事業者団体、職能団体、市町村等							
対象事業	(1) 参入促進、(2) 資質の向上、(3) 労働環境・処遇の改善に資する事業							
補助率	県10/10（補助限度額あり）							
財源内訳	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）							
【対象事業】								
(1) 参入促進								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業</li> <li>・若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業</li> <li>・介護未経験者に対する研修支援事業 等</li> </ul> （事業例：中高生向けの介護の魅力発信DVDの制作）								
(2) 資質の向上								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業</li> <li>・権利擁護人材育成事業</li> <li>・介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業 等</li> </ul> （事業例：介護専門職を対象とした研修、市民後見人養成講座の開催・後見活動への支援、効果的な介護予防を指導できるリハビリ専門職の養成研修の開催）								
(3) 労働環境・処遇の改善								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業</li> <li>・管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 等</li> </ul> （事業例：雇用管理改善に取り組む事業所への専門相談員の派遣）								
【補助率・予算額等】								
事業種別	基準額	補助率	予算額					
①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発	2,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	6,000千円					
②知識や技術を学ぶ研修会等の開催	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額 (受講料を徴収すること)	10/10	12,000千円					
③その他の事業	知事が必要と認めた額	10/10	9,000千円					
		合計	27,000千円					
3 これまでの取組状況、改善点								
(1) 平成26年度に消費税増収分を活用して地域医療介護総合確保基金が創設され（負担割合：国2/3、県1/3）、平成27年度から、医療分野に加え、介護分野（介護従事者の確保、介護施設等の整備）も対象となった。介護事業者団体等の要望を踏まえ、7月に「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」を策定し、22事業について介護事業者団体等に23,279千円を交付決定した。								
(2) 団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、高齢者だけの世帯や認知症を有する高齢者がさらに増大すると見込まれ、介護現場での人材確保とともに、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の人材養成は、県だけでなく、事業者団体や職能団体、市町村等がそれぞれ取組を進めていく必要がある。								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	163,259	44,774	208,033	29,849			14,925	
トータルコスト	164,039	44,774	208,813	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	国庫金受入事務、基金管理事務				
工程表の政策目標（指標）	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うための鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を造成する。

厚生労働省から交付される「医療介護提供体制交付金」及び県費を財源として、平成27年度に造成した当基金に、平成28年度分を積み増す。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

（単位：千円）

基金の造成額		造成額の負担内訳	
		国（2/3）	県（1/3）
補正予算額	44,774	29,849	14,925
内 介護施設等の整備	8,500	5,666	2,834
内 介護従事者の確保	36,274	24,183	12,091

(2) 対象事業

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業概要

①介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型サービス施設等の整備
- ・介護施設の開設準備経費等
- ・特養多床室のプライバシー保護のための改修などによる介護サービスの改善

②介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
- ・資質の向上（地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成も含む。）
- ・労働環境・処遇の改善
- ・基盤整備

3 これまでの取組状況、改善点

介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、国の平成27年度当初予算及び平成27年度補正予算を活用し、892,799千円（施設整備738,509千円、従事者確保154,290千円）を造成した。

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
認知症サポートプロジェクト事業	47,704	0	47,704			(基金繰入金) 224	△224											
トータルコスト	64,860	0	64,860	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	-														
工程表の政策目標(指標)	-																	
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																		
事業内容の説明																		
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。																		
介護報酬処遇改善加算取得対策事業	490	0	490			(基金繰入金) 490	△490											
トータルコスト	490	0	490	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-														
工程表の政策目標(指標)	-																	
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																		
事業内容の説明																		
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。																		
(新)介護ロボット導入支援事業	0	2,000	2,000			(基金繰入金) 2,000												
トータルコスト	0	2,000	2,000	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い														
工程表の政策目標(指標)	-																	
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																		
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護従事者が介護環境の改善のために整備する介護ロボットの購入費について助成を行う。 介護従事者が継続して就労するための環境を整え、介護離職ゼロの環境を整える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業費</td> <td>2,000千円(基金10/10)</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>1機器につき補助額10万円。 ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>各介護事業所</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>介護ロボット購入費</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成が必要</td> </tr> </table>									事業費	2,000千円(基金10/10)	事業内容	1機器につき補助額10万円。 ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。	実施主体	各介護事業所	対象経費	介護ロボット購入費	その他	介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成が必要
事業費	2,000千円(基金10/10)																	
事業内容	1機器につき補助額10万円。 ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。																	
実施主体	各介護事業所																	
対象経費	介護ロボット購入費																	
その他	介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成が必要																	



平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	[債務負担行為] 0 35,880	[債務負担行為] 1,080 3,960	[債務負担行為] 1,080 39,840				[債務負担行為] 1,080 3,960	
トータルコスト	37,440	3,960	41,400	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	奨学金の貸付業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育専門学院が果たしてきた保育士養成の役割を鳥取短期大学に引き継ぐにあたり創設した修学資金の貸付に係る経費である。

2 主な事業内容

例年、鳥取短期大学(以下、「鳥短」という)に入学する者を対象に入学の前年度(6月~8月上旬)を申請期間として募集を行っているところであるが、本年度より、募集期間以降の鳥短への進路変更や鳥短入学後の家計急変等の事由によって、貸付要件を満たすこととなった者も対象とすることとし、追加で必要となる経費の増額補正を行う。

○所要額

9名分の奨学金に係る不足額を補正する。

補正額: 3,960千円

(単位: 千円)

学年	区分	執行予定分 (既貸付決定者) (A)	追加分 (B)	必要額 (A) + (B) = (C)	予算額 (D)	追加 要求額 (C) - (D) = (E)
1	奨学金 1 (720千円)	5,760	1,440	7,200	6,480	720
	奨学金 2 (360千円)	8,280	1,800	10,080	8,280	1,800
2	奨学金 1 (720千円)	7,200	1,440	8,640	7,920	720
	奨学金 2 (360千円)	6,480	1,440	7,920	7,200	720
合計		27,720 (59名)	6,120 (13名)	33,840 (72名)	29,880 (63名)	3,960 (9名)

(債務負担行為)

4名分の奨学金(1年間)に係る債務負担行為額を補正する。 補正額: 1,080千円

(単位: 千円)

H28入学生 2年生分(H29)	執行予定分 (既貸付決定者) (A)	追加分 (B)	債務負担 行為必要額 (A) + (B) = (C)	債務負担 行為設定額 (D)	債務負担行為 追加要求額 (C) - (D) = (E)
奨学金 1 (720千円)	5,760	1,440	7,200	7,920	△ 720
奨学金 2 (360千円)	8,280	1,800	10,080	8,280	1,800
合計	14,040 (31名)	3,240 (7名)	17,280 (38名)	16,200 (34名)	1,080 (4名)

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度入学生より、制度を創設し、延べ93名分の貸付を行っている。

(H26入学生 31名、H27入学生 31名、H28入学生 31名)



平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課(内線:7570)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
放課後児童クラブ設置促進事業	91,906	△10,961	80,945				△10,961																															
トータルコスト	95,805	△10,961	84,844	(補正に係る主な業務内容)																																		
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	補助金交付事務																																		
工程表の政策目標(指標)	-																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備について、必要な経費の一部を助成するものである。(鳥取県子ども・子育て支援整備交付金)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補正の理由</p> <p>放課後児童クラブの施設整備費助成について、国補助単価(基準額)が改定(24,427千円→24,964千円)されたこと及び平成28年度の単年で整備予定であった放課後児童クラブが、平成28年度、29年度の2カ年に渡って整備されることとなったため、平成29年度実施分について減額補正するものである。</p> <p>(2) 所要額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>対象クラブ</th> <th>補正前</th> <th>補正</th> <th>補正後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>5クラブ</td> <td>25,261</td> <td>△6,138</td> <td>19,123</td> <td>うち4クラブは平成28年度に40%実施、平成29年度に60%実施</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>2クラブ</td> <td>12,213</td> <td>△5,002</td> <td>7,211</td> <td>うち1クラブは平成28年度に80%実施、平成29年度に20%実施</td> </tr> <tr> <td>伯耆町</td> <td>1クラブ</td> <td>8,142</td> <td>179</td> <td>8,321</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8クラブ</td> <td>45,616</td> <td>△10,961</td> <td>34,655</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 負担割合</p> <p>国1/3、県1/3、市町村1/3</p>									市町村	対象クラブ	補正前	補正	補正後	備考	鳥取市	5クラブ	25,261	△6,138	19,123	うち4クラブは平成28年度に40%実施、平成29年度に60%実施	米子市	2クラブ	12,213	△5,002	7,211	うち1クラブは平成28年度に80%実施、平成29年度に20%実施	伯耆町	1クラブ	8,142	179	8,321		合計	8クラブ	45,616	△10,961	34,655	
市町村	対象クラブ	補正前	補正	補正後	備考																																	
鳥取市	5クラブ	25,261	△6,138	19,123	うち4クラブは平成28年度に40%実施、平成29年度に60%実施																																	
米子市	2クラブ	12,213	△5,002	7,211	うち1クラブは平成28年度に80%実施、平成29年度に20%実施																																	
伯耆町	1クラブ	8,142	179	8,321																																		
合計	8クラブ	45,616	△10,961	34,655																																		

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	59,019	12,296	71,315				12,296	
トータルコスト	60,579	12,296	72,875	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金事務				
工程表の政策目標 (指標)	各種保育料軽減制度の見直し							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自に保育料の無償化等による子育て支援施策の取組により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中山間地域の市町村において、保育料等の無償化・軽減を行う場合、それに要する経費の一部を助成する。</p> <p>ア 実施主体 市町村</p> <p>イ 補助率 算定基準額の1/2</p> <p>ウ 対象経費 中山間地域 ※1に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する子どもの保育料等を、市町村独自に無償化(軽減) ※2するのに必要な経費 【算定式】(基本の保育料額 ※3) - (無償化・軽減後の保育料) ※1 鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域 ※2 無償化される対象を設けることを必須条件とする ※3 平成27年4月1日時点で各市町村が設定した保育料額</p> <p>エ 補正額 ○智頭町分 (H28年度より、第2子以降無償に変更。) 3,743千円 ○日南町分 (H28年度より、完全無償化に変更。) 6,838千円 ○日野町分 (H28年度より、第2子一部無償、第3子以降無償に変更。) △459千円 ○三朝町、江府町 (児童数の変更) 2,174千円</p> <p style="text-align: right;">合計 12,296千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成26年度から、中山間地域振興と子育て支援策に果敢に取り組む市町村をサポートする目的で事業を開始し、平成27年度は7町(若桜町、智頭町、三朝町、大山町、日南町、日野町、江府町)が、本事業を活用して、各町で保育料の無償化・軽減を実施した。</p> <p>これにより、子育て世帯が町内へUターンするなどの事例も増えており、過疎・高齢化の課題を抱える地域にとって一定の効果があったと考えられる。</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【安心こども基金】 小規模保育設置促進事業	0	40,996	40,996			(基金繰入金) 40,996		
トータルコスト	0	40,996	40,996	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との連絡・調整、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	安心して子どもを生み育てることができる環境を創造する。							

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

賃貸借物件等により、子ども・子育て支援法における小規模保育事業を新たに実施する場合に、改修費等及び当該改修期間中の賃借料の助成を行う。

2 主な事業内容

実施主体	米子市(待機児童解消加速化プランに参加)
負担割合	安心こども基金(県) 2/3、市 1/12、事業者 1/4
補助対象	賃貸物件等による小規模保育事業 (米子市3カ所、平成28年10~11月開設予定)
基準額	契約家賃: 1事業所当たり 41,000千円 改修費等: 1事業所当たり 22,000千円
要求額	補助金 40,996千円 <積算内訳> ①小規模保育A型 22,000千円(家賃: 0円、改修費: 22,000千円) ×2/3 = 14,666千円(千円未満切り捨て) ②小規模保育A型 16,632千円(家賃: 864千円、改修費: 15,768千円) ×2/3 = 11,088千円(千円未満切り捨て) ③小規模保育A型 22,864千円(家賃: 864千円、改修費: 22,000千円) ×2/3 = 15,242千円(千円未満切り捨て)

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年5月1日現在、県内において13カ所の小規模保育施設が市町村の認可を受けて開設されており、そのうち鳥取市4件、米子市3件、日吉津村2件については、本事業により整備を行ったものである。

<県内小規模保育事業所一覧(H28.5.1時点)>

	名称	利用定員	所在地	備考(施設整備費補助)
1	コモド第一保育園	12人	鳥取市末広温泉132	平成26年度実施
2	湖山くれよん保育園	18人	鳥取市湖山町北1-435	平成27年度実施
3	ニチイキッズ鳥取駅南保育園	17人	鳥取市興南町113-2	平成27年度実施
4	コモド第二保育園	12人	鳥取市湖山町東3-1	平成27~28年度実施
5	ベビーハウス向井	19人	米子市安倍717-1	
6	小規模保育園すく☆すく	12人	米子市新開6-11-16	
7	ファーストステージあんじゅ	9人	米子市錦町1-177	
8	くれよん保育園	18人	米子市新開2-8-38	平成26~27年度実施
9	ひなたぼっこ保育園	10人	米子市角盤町3-124-3	
10	小規模保育園米子駅前ベアーズ	15人	米子市末広町5	平成27年度実施
11	小規模保育所加ハ-保育園	18人	米子市米原9-4-23	平成27~28年度実施
12	日吉津ベアーズ	15人	日吉津村日吉津84-1	平成26年度実施
13	パジャチャゆうりっぷ保育園	15人	日吉津村日吉津1160-1	平成26年度実施

平成28年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童扶養手当システム構築事業	0	5,624	5,624				5,624	
トータルコスト	0	5,624	5,624	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	児童扶養手当システムの再構築				
工程表の政策目標(指標) ひとり親家庭の自立支援を図る。								
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>            児童扶養手当法改正による、多子加算の算出方法の改正や、財務会計システムの再構築に伴う財務連携処理に対応するため、児童扶養手当システムの再構築を行うものである。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>            システム構築業務委託 5,322千円            システム運用保守費 256千円            評価委員会経費(報酬・旅費) 46千円</p> <p><b>【参考】</b>            〈児童扶養手当の概要〉            父母の離婚などにより父親(又は母親)と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭(父子家庭)の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当            受給者数：約150人(福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町)            手当額：(全部支給)42,330円/月</p> <p>〈児童扶養手当法の改正概要〉            平成28年8月分手当から、多子加算を増額する。(所得に応じて逡減)            第2子 5,000円 → 最大10,000円            第3子以降 3,000円 → 最大6,000円</p>								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7172）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療政策課管理運営費	8,758	5,214	13,972			(基金繰入金) 5,214		
トータルコスト	16,556	5,214	21,770	(補正に係る主な業務内容) 基金管理事務				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明 【「医療施設耐震化臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

医療施設耐震化臨時特例基金（平成24年度交付分）の対象事業が平成27年度をもって全て終了したため、確定した不用額を国へ返還するものである。

また、既に不用額返還済みである同基金事業に係る消費税仕入控除分（平成21年度交付分、平成22年度交付分）を併せて返還する。

※現保有額を全額返還後、基金を廃止予定。

2 主な事業内容

○積算内訳

基金保有額（預託期間H27.5.29～H28.5.31）		665,599,563円
H28.5.31積立額	利息（預託期間H27.5.29～H28.5.31）	805,284円
	仕入控除税額	162,560円
H28.5.31取り崩し額（H27年度執行済み額）		-661,355,000円
不用額返還時利息予定額（預託期間H28.5.31～H28.7.29（予定））		1,011円
返還金（償還金）計		5,213,418円

[参考]

＜医療施設耐震化臨時特例基金事業の概要＞

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関の耐震化整備に要する経費に対し助成するとともに、基金の利息を積み立てる。

- ・補助率：補助対象経費の1/2
- ・財源内訳：基金10/10
- ・負担割合：県1/2、事業主体1/2
- ・補助対象経費：耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費
- ・補助対象施設：三朝温泉病院、高島病院、垣田病院、鳥取赤十字病院
- ・実施期間：平成22年度から平成27年度

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
（新）鳥取県ドクターヘリ導入事業（格納庫等設計費）	0	29,615	29,615		<22,000> 22,000		7,615	県費負担額 29,615
トータルコスト	0	31,954	31,954	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	設計業務委託				

工程表の政策目標（指標） 安心安全な医療提供体制の構築

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的としている。

鳥取県救急医療体制高度化検討委員会からの「ドクターヘリの単独導入は必要であり、基地病院は鳥取大学医学部附属病院が適当である。」との報告を受け、平成29年度末までの運航開始を目標として格納庫等の設計業務を行う。

## 2 主な事業内容

## ○格納庫・待機室・取付誘導路等実施設計業務【臨時】

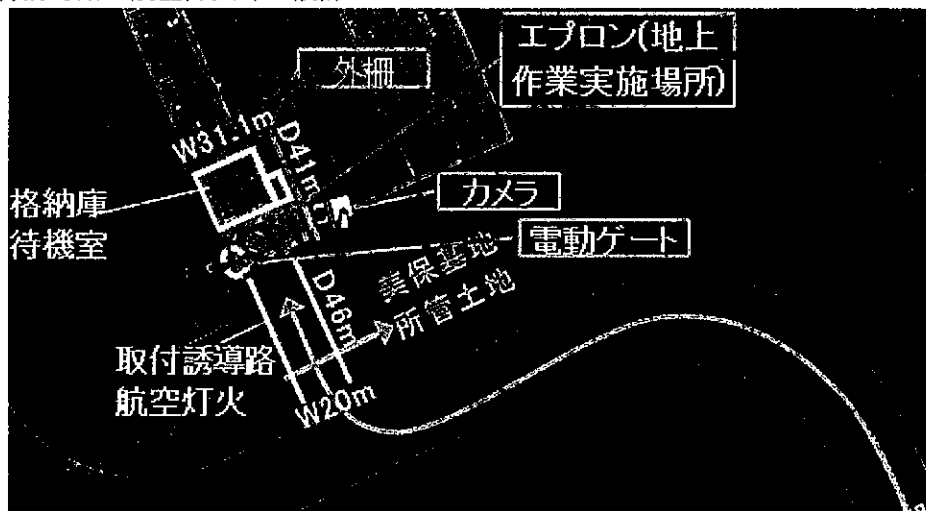
ドクターヘリは運航時間内である日中は基地病院に駐機し救急要請に即応するが、夜間に機体の整備等を行うため、また、強風・降雪等の荒天時に待機する必要があるため、米子空港駐車場へ格納庫・乗務員待機室等の整備を計画している。

さらに、格納庫と美保飛行場の滑走路の間を往来するための取付誘導路の整備が必要であり、美保基地内への整備を計画している。これらの整備に係る設計業務を行う。

【予算額】 ○実施設計費 29,615千円（財源：起債、一般財源）

【事業内容】 ○格納庫・待機室・エプロン・外柵・ゲート・監視カメラ等の設計及び地質調査委託  
○取付誘導路・航空灯火等の設計

【事業主体】 県



## 3 運航業務に係る事業主体について

運航業務について、H29年度の導入当初から、関西広域連合を事業主体として実施することを検討中である。（なお、関西広域連合区域内のドクヘリの6機中5機は関西広域連合が事業主体となっている。）

## 4 これまでの取組状況、改善点

本県では、平成22年4月から兵庫県及び京都府と公立豊岡病院ドクターヘリを共同運航し（平成23年4月から関西広域連合へ事業移管。）、また、平成25年5月から島根県ドクターヘリが本県への乗り入れを開始し、鳥取大学医学部附属病院ドクターカーが運行を開始するなど、重層的な救急医療体制が構築されているところである。

（注）起債欄の上段く>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄く>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

## 3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 新卒訪問看護師育成モデル・プログラム作成支援事業	0	3,393	3,393			(基金繰入金) 2,400	993							
トータルコスト	0	3,393	3,393	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務										
工程表の政策目標(指標)	短期長期両面での医師、看護師確保策の推進													
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>訪問看護に対する需要が高まるなか、訪問看護の現場においては人材不足が生じており、新卒看護師の採用を希望している事業所も増え始めている。</p> <p>そこで、新卒看護師の訪問看護師育成及びそのために必要なプログラムの作成を行う公益社団法人鳥取県看護協会を支援することで、県内における訪問看護師育成、確保の取り組みを促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" data-bbox="231 817 1388 1120"> <tr> <td>事業主体</td> <td>公益社団法人鳥取県看護協会</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>3,393千円(定額) (財源内訳) ・単県=育成プログラム作成費用(993千円) ・医療介護基金(介護分)=新卒訪問看護師人件費(2,400千円)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>新卒看護師を訪問看護師に育成するために必要な経費及び育成に必要なプログラムを作成するために要する経費</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護事業所の現場において、人材不足や職員の高齢化といった課題を抱えている。</li> <li>・このような背景のなか、今までは病院や診療所で経験を積んだ看護師のみの採用を行っていた事業所が、新卒看護師の採用も検討しているものの、新人職員の育成に十分な時間をかけることが出来ないといった課題もある。</li> <li>・当県においては、新人訪問看護師を新たに雇用し先輩看護師が同行して訪問させる施設に対する支援や、訪問看護師育成のための研修を継続開催してきているところである。</li> <li>・また、現在、病院勤務の看護師や潜在看護師を訪問看護師として育成するプログラムが主であり、新卒看護師を訪問看護師に育成するプログラムがない。</li> <li>・そこで、新卒看護師を訪問看護師として育成するモデルプログラムを作成して、県内に広く周知し活用を図ることで、新卒看護師を訪問看護師として育成出来る体制を構築し、訪問看護師を確保していく。</li> </ul>									事業主体	公益社団法人鳥取県看護協会	補助金	3,393千円(定額) (財源内訳) ・単県=育成プログラム作成費用(993千円) ・医療介護基金(介護分)=新卒訪問看護師人件費(2,400千円)	対象経費	新卒看護師を訪問看護師に育成するために必要な経費及び育成に必要なプログラムを作成するために要する経費
事業主体	公益社団法人鳥取県看護協会													
補助金	3,393千円(定額) (財源内訳) ・単県=育成プログラム作成費用(993千円) ・医療介護基金(介護分)=新卒訪問看護師人件費(2,400千円)													
対象経費	新卒看護師を訪問看護師に育成するために必要な経費及び育成に必要なプログラムを作成するために要する経費													

平成28年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

医療指導課 (内線: 7165)

9目 国民健康保険連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 国保事業費納付金等算定標準システム導入整備事業	0	2,036	2,036	1,364			672	
トータルコスト	0	5,155	5,155	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	調達仕様書作成、入札、契約業務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、都道府県が国保の財政運営の主体となり、市町村へ請求する国保事業費納付金や市町村ごとの標準保険料率の算定、国保財政安定化基金の管理を行うことになる。

国は、都道府県のこれらの業務を支援するため標準的な納付金算定システムを開発して、都道府県に配布することとしており、都道府県はこのシステムを導入するための機器購入等の稼働環境を整備し、新しい体制に備える。(全都道府県が導入)

2 主な事業内容

(1) システム整備の内容

(単位: 千円)

項目	主な内容	補正額	財源内訳	
			国庫	一般財源
① 納付金等算定システムの稼働環境の構築	・専用端末(PC)の購入 ・プリンタの購入 ・ソフトウェアの購入 ・機器設置作業	1,172	500	672
② 国保事業報告システムの改修	国へ月報等の統計資料を報告するための既存システムの改修	864	864	-
合計		2,036	1,364	672

(2) 整備スケジュール

○平成28年10月に国が配付するソフトウェアを使い、全国の都道府県において国保事業費納付金等の試算が開始となる。その後、市町村がそれを基に保険料の試算、検討を行う必要があるため、次のスケジュールで作業を行う。

- 平成28年6月 機器調達仕様書作成・入札公告
- 7月 機器調達入札・調達業者決定・契約
- 8月 作業実施計画書作成・稼働環境構築準備
- 8月～9月 物品調達
- 9月 稼働環境テスト

9月～10月 本設置 (※国から納付金等算定システムの簡易版の配布)  
(10月以降、必要なデータの入力、納付金等の仮算定作業開始)

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年度より市町村との協議の場を設け、移行に向けた問題点や不安等について話し合いを進めてきているところであるが、市町村が最も懸念しているのは、納付金や保険料の額と、議会や住民への説明・協議についてである。

今年度も「県・市町村国民健康保険連携会議」の場で、引き続き移行に向けた協議を進めていく。



平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	416,577	36	416,613	394,462	36	394,498	181,810		181,810
2	給料	1,578,329		1,578,329	1,518,345		1,518,345	374,900		374,900
3	職員手当等	906,467		906,467	875,587		875,587	193,449		193,449
4	共済費	628,292		628,292	602,703		602,703	152,408		152,408
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	3,417		3,417	773		773	485		485
8	報償費	76,218	2,615	78,833	66,033	2,615	68,648	14,491	2,615	17,106
9	旅費	66,991	2,410	69,401	55,428	2,410	57,838	31,134	2,400	33,534
	費用弁償	10,423	10	10,433	8,204	10	8,214	4,825		4,825
	普通旅費	35,937		35,937	32,257		32,257	14,885		14,885
	特別旅費	20,631	2,400	23,031	14,967	2,400	17,367	11,424	2,400	13,824
10	交際費									
11	需用費	187,096	859	187,955	178,253	859	179,112	50,462	859	51,321
12	役務費	86,188	648	86,836	77,501	648	78,149	30,589	648	31,237
13	委託料	3,038,558	40,814	3,079,372	2,889,090	40,814	2,929,904	641,574	34,826	676,400
14	使用料及び賃借料	80,010		80,010	72,603		72,603	30,224		30,224
15	工事請負費	195,155	14,900	210,055	195,155	14,900	210,055	179,892	14,900	194,792
16	原材料費									
17	公有財産購入費	100	400	500	100	400	500	100	400	500
18	備品購入費	26,337	808	27,145	26,317	808	27,125	4,558	808	5,366
19	負担金、補助及び交付金	35,427,873	470,153	35,898,026	35,044,391	469,622	35,514,013	29,241,273	427,291	29,668,564
20	扶助費	1,754,614		1,754,614	1,753,114		1,753,114	1,142,033		1,142,033
21	貸付金	36,080	3,960	40,040	35,880	3,960	39,840			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	60,026		60,026	60,026		60,026	60,026		60,026
24	投資及び出資金									
25	積立金	262,540	44,774	307,314	262,521	44,774	307,295	260,812	44,774	305,586
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	94		94	94		94	10		10
28	繰出金	3,180		3,180	3,180		3,180			
	予備費									
	計	44,835,392	582,377	45,417,769	44,112,806	581,846	44,694,652	32,590,280	529,521	33,119,801
財源内訳	国庫支出金	2,822,638	300,341	3,122,979	2,555,345	300,341	2,855,686	1,080,173	300,136	1,380,309
	地方債	91,000		91,000	91,000		91,000	91,000		91,000
	その他	3,643,432	110,609	3,754,041	3,632,625	110,078	3,742,703	2,556,656	69,082	2,625,738
	一般財源	38,278,322	171,427	38,449,749	37,833,836	171,427	38,005,263	28,862,451	160,303	29,022,754

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			6目 遺家族等援護費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	118,526		118,526	14,786		14,786	7,510		7,510
2	給料	374,900		374,900						
3	職員手当等	193,449		193,449						
4	共済費	143,463		143,463	2,187		2,187	1,050		1,050
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	485		485						
8	報償費	2,331	380	2,711	2,985		2,985	526		526
9	旅費	6,746	240	6,986	8,487		8,487	579		579
	費用弁償	1,775		1,775	541		541	77		77
	普通旅費	3,882		3,882	2,764		2,764	421		421
	特別旅費	1,089	240	1,329	5,182		5,182	81		81
10	交際費									
11	需用費	21,961		21,961	5,475		5,475	1,198		1,198
12	役務費	7,758		7,758	6,013		6,013	1,671		1,671
13	委託料	99,060		99,060	93,619		93,619	750		750
14	使用料及び賃借料	7,152		7,152	3,507		3,507	2,251		2,251
15	工事請負費	34,558		34,558					14,900	14,900
16	原材料費									
17	公有財産購入費							100	400	500
18	備品購入費				50		50			
19	負担金、補助及び交付金	530,926	1,208	532,134	18,149,491	37,500	18,186,991	3,478		3,478
20	扶助費	1,530		1,530				143		143
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	59,989		59,989						
24	投資及び出資金									
25	積立金				234,635	44,774	279,409			
26	寄附金							50		50
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,602,834	1,828	1,604,662	18,521,235	82,274	18,603,509	19,306	15,300	34,606
財源内訳	国庫支出金	92,695		92,695	166,460	29,849	196,309	14,703		14,703
	地方債	1,000		1,000						
	その他	105,361	1,208	106,569	2,296,205	38,374	2,334,579	40		40
	一般財源	1,403,778	620	1,404,398	16,058,570	14,051	16,072,621	4,563	15,300	19,863

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費						3款 民生費		
		うち福祉保健部						うち福祉保健部		
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		9目 国民健康保険連絡調整費			12目 障がい者自立支援事業費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	7,423		7,423	22,655		22,655	200,289	36	200,325
2	給料							1,083,461		1,083,461
3	職員手当等							651,142		651,142
4	共済費	1,050		1,050	3,137		3,137	426,583		426,583
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							288		288
8	報償費	200		200	3,742	2,235	5,977	51,131		51,131
9	旅費	521		521	10,956	2,160	13,116	21,714	10	21,724
	費用弁償	156		156	1,893		1,893	2,784	10	2,794
	普通旅費	103		103	5,375		5,375	15,537		15,537
	特別旅費	262		262	3,688	2,160	5,848	3,393		3,393
10	交際費									
11	需用費	133		133	18,700	859	19,559	121,930		121,930
12	役務費	990		990	11,431	648	12,079	44,169		44,169
13	委託料	216	1,228	1,444	411,189	33,598	444,787	2,233,105	5,988	2,239,093
14	使用料及び賃借料	280		280	16,449		16,449	41,174		41,174
15	工事請負費				123,869		123,869	15,263		15,263
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費		808	808	4,508		4,508	21,759		21,759
19	負担金、補助及び交付金	5,235,723		5,235,723	3,728,860	388,583	4,117,443	5,605,771	42,331	5,648,102
20	扶助費				1,138,509		1,138,509	298,959		298,959
21	貸付金							35,880	3,960	39,840
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	26,174		26,174	3		3	1,348		1,348
26	寄附金									
27	公課費				10		10	84		84
28	繰出金							3,180		3,180
	予備費									
	計	5,272,710	2,036	5,274,746	5,494,018	428,083	5,922,101	10,857,230	52,325	10,909,555
財源内訳	国庫支出金		1,364	1,364	794,217	268,923	1,063,140	1,234,393	205	1,234,598
	地方債				90,000		90,000			
	その他	26,648		26,648	128,358	29,500	157,858	1,069,455	40,996	1,110,451
	一般財源	5,246,062	672	5,246,734	4,481,443	129,660	4,611,103	8,553,382	11,124	8,564,506

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費								
		1目 児童福祉総務費			3目 母子福祉費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	81,601		81,601	13,693	36	13,729	170,337		170,337
2	給料	1,083,461		1,083,461				1,514,596		1,514,596
3	職員手当等	651,142		651,142				872,906		872,906
4	共済費	411,833		411,833	1,435		1,435	586,348		586,348
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							13,446		13,446
8	報償費	12,778		12,778	6,915		6,915	53,517		53,517
9	旅費	11,887		11,887	778	10	788	74,933		74,933
	費用弁償	1,748		1,748	269	10	279	8,878		8,878
	普通旅費	7,669		7,669	399		399	36,358		36,358
	特別旅費	2,470		2,470	110		110	29,697		29,697
10	交際費									
11	需用費	18,434		18,434	495		495	251,259		251,259
12	役務費	12,288		12,288	628		628	66,911		66,911
13	委託料	275,429	410	275,839	8,512	5,578	14,090	1,044,006	29,615	1,073,621
14	使用料及び賃借料	8,717		8,717	517		517	74,651		74,651
15	工事請負費							153,155		153,155
16	原材料費							500		500
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	8,331		8,331				44,646		44,646
19	負担金、補助及び交付金	3,793,190	42,331	3,835,521	31,488		31,488	5,213,051	△ 219,273	4,993,778
20	扶助費	1,227		1,227	75,409		75,409	1,404,822		1,404,822
21	貸付金	35,880	3,960	39,840				1,049,512		1,049,512
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							19,134	5,214	24,348
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,348		1,348				473,164		473,164
26	寄附金							54,250		54,250
27	公課費							43		43
28	繰出金				3,180		3,180			
	予備費									
	計	6,407,546	46,701	6,454,247	143,050	5,624	148,674	13,135,187	△ 184,444	12,950,743
財源内訳	国庫支出金	176,287	205	176,492	51,849		51,849	2,549,844	△ 222,666	2,327,178
	地方債							57,000	22,000	79,000
	その他	486,294	40,996	527,290	44		44	779,339	7,614	786,953
	一般財源	5,744,965	5,500	5,750,465	91,157	5,624	96,781	9,749,004	8,608	9,757,612

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

款項目 節		4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
					4項 医薬費			2目 医務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	101,710		101,710	42,108		42,108	6,924		6,924
2	給料	749,800		749,800	296,171		296,171			
3	職員手当等	470,391		470,391	217,407		217,407			
4	共済費	291,711		291,711	114,474		114,474	1		1
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	13,446		13,446						
8	報償費	34,439		34,439	18,384		18,384	3,592		3,592
9	旅費	44,362		44,362	22,528		22,528	10,534		10,534
	費用弁償	5,103		5,103	2,556		2,556	995		995
	普通旅費	19,310		19,310	8,786		8,786	2,432		2,432
	特別旅費	19,949		19,949	11,186		11,186	7,107		7,107
10	交際費									
11	需用費	143,248		143,248	33,190		33,190	4,540		4,540
12	役務費	35,795		35,795	12,282		12,282	3,772		3,772
13	委託料	484,676	29,615	514,291	171,950	29,615	201,565	130,417	29,615	160,032
14	使用料及び賃借料	31,294		31,294	10,418		10,418	1,715		1,715
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	9,710		9,710	4,484		4,484			
19	負担金、補助及び交付金	4,092,518	3,393	4,095,911	3,649,342	3,393	3,652,735	1,025,580		1,025,580
20	扶助費	1,404,822		1,404,822	120		120			
21	貸付金	990,095		990,095	990,095		990,095	271,780		271,780
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	19,134	5,214	24,348		5,214	5,214		5,214	5,214
24	投資及び出資金									
25	積立金	459,244		459,244	459,236		459,236	459,236		459,236
26	寄附金	34,200		34,200	34,200		34,200	34,200		34,200
27	公課費	43		43	8		8			
28	繰出金									
	予備費									
	計	9,410,638	38,222	9,448,860	6,076,397	38,222	6,114,619	1,952,291	34,829	1,987,120
財源内訳	国庫支出金	1,799,434		1,799,434	757,653		757,653	749,776		749,776
	地方債	22,000	22,000	44,000		22,000	22,000		22,000	22,000
	その他	552,647	7,614	560,261	532,110	7,614	539,724	481,742	5,214	486,956
	一般財源	7,036,557	8,608	7,045,165	4,786,634	8,608	4,795,242	720,773	7,615	728,388

平成28年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部					
		4項 医薬費					
		3目 保健師等指導管理費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	11,511		11,511	497,252	36	497,288
2	給料				2,268,145		2,268,145
3	職員手当等				1,345,978		1,345,978
4	共済費	1,660		1,660	894,414		894,414
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				14,219		14,219
8	報償費	708		708	100,915	2,615	103,530
9	旅費	1,827		1,827	100,683	2,410	103,093
	費用弁償	348		348	13,513	10	13,523
	普通旅費	500		500	51,902		51,902
	特別旅費	979		979	35,268	2,400	37,668
10	交際費						
11	需用費	654		654	322,558	859	323,417
12	役務費	745		745	113,466	648	114,114
13	委託料	26,963		26,963	3,376,975	70,429	3,447,404
14	使用料及び賃借料	327		327	103,927		103,927
15	工事請負費				195,155	14,900	210,055
16	原材料費						
17	公有財産購入費				100	400	500
18	備品購入費	15		15	36,027	808	36,835
19	負担金、補助及び交付金	22,424	3,393	25,817	39,683,567	473,015	40,156,582
20	扶助費				3,157,936		3,157,936
21	貸付金	718,315		718,315	1,025,975	3,960	1,029,935
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料				212,160	5,214	217,374
24	投資及び出資金						
25	積立金				721,765	44,774	766,539
26	寄附金				35,450		35,450
27	公課費				137		137
28	繰出金				3,180		3,180
	予備費						
	計	785,149	3,393	788,542	54,209,984	620,068	54,830,052
財源内訳	国庫支出金	3,131		3,131	4,490,159	300,341	4,790,500
	地方債				113,000	22,000	135,000
	その他	1,496	2,400	3,896	4,185,272	117,692	4,302,964
	一般財源	780,522	993	781,515	45,421,553	180,035	45,601,588

## 節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
<b>3 款 民生費</b>		
<b>1 項 社会福祉費</b>		
<b>1 目 社会福祉総務費</b>		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	1,208
<b>4 目 老人福祉費</b>		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	8,500
	介護ロボット支援事業補助金	2,000
	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者)補助金	27,000
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	44,774
<b>1 2 目 障がい者自立支援事業費</b>		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	388,383
	重症心身障害児(者)を守る会第26回中国ブロック大会 開催助成事業費補助金	200
<b>2 項 児童福祉費</b>		
<b>1 目 児童福祉総務費</b>		
負担金、補助 及び交付金	放課後児童クラブ施設整備事業費補助金	△ 10,961
	鳥取県中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業費補助金	12,296
	小規模保育設置促進事業補助金	40,996
貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付金	3,960
<b>3 目 母子福祉費</b>		
報 酬	評価委員	4人
<b>4 款 衛生費</b>		
<b>4 項 医薬費</b>		
<b>2 目 医務費</b>		
償還金、利子 及び割引料	医療施設耐震化臨時特例基金返還金	5,214
<b>3 目 保健師等指導管理費</b>		
負担金、補助 及び交付金	新卒訪問看護師育成モデル・プログラム作成支援事業補助金	3,393

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源			
			千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成28年度 鳥取県保育士等修学 資金貸付金	1,080			平成29年度	1,080				1,080	



<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、平成32年3月31日までの間、保育所及び認定こども園の職員配置基準を弾力化するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正                  保育所に置く職員の配置基準について、<u>平成32年3月31日までの間の特例措置として次の措置を講ずる。</u></p> <p>ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化                  保育士は最低2人の配置を求めているが、朝夕等の児童が少数である時間帯においては、保育士のうち1名を知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用                  幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭を、保育士とみなすことができる。</p> <p>ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化                  11時間開所8時間労働としていることなどにより、基準上必要となる保育士数を上回って配置している場合は、上回って配置している保育士数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。                  ※ イとウの特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士数の3分の2以上置かなければならない。</p> <p>エ 保育の質確保のための措置  <u>保育所の設置者は、弾力化により活用する職員には、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならないこととする。</u></p> <p>※下線部分は、県独自の措置</p> <p>(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正                  認定こども園に置く職員の配置基準について、(1)と同様の措置を講ずる。</p> <p>(3) 施行期日                  公布の日</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u></p> <p>4 <u>別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</u></p> <p>5 <u>1日つき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定を適用する時は、保育士(附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u></p> <p>7 <u>保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、附則第3項に規定する知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに附則第4項及び第5項の規定により保育士とみなされる者に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。</u></p> <p>(経過措置)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p>

<u>8</u> 略	<u>3</u> 略
<u>9</u> 略	<u>4</u> 略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略 (経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、平成32年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員(以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、平成32年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、平成32年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、平成</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>1</u> 略 (経過措置)</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>

32年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 前2項の場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 1日つき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、平成32年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

第8条 認定こども園の設置者は、知事が別に定めるところにより、同等職員等に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。

(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正)

第9条 略

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第10条 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第11条 略

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第12条 略

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第13条 略

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 略

(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正)

4 略

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

5 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 略

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

7 略

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

8 略

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正について                  (平成28年3月24日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  介護保険法の一部が改正され、通所介護のうち規模の小さいものは監督権限が市町村長に移されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正                  入所及び退所に関する基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。                  (2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正                  ア 市町村長が監督することとなる療養通所介護に関する基準を削る。                  イ 一般原則について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。                  (3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正                  事業の基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項及び用語を改める。                  (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第3条、附則第2項関係)		別表(第3条、附則第2項関係)	
区分	基準	区域	基準
略		略	
入所及び退所	1・2 略 3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。	入所及び退所	1・2 略 3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。
略		略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第4条 略	第4条 略
2・3 略	2・3. 略
4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。	4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。
(1)～(11) 略	(1)～(11) 略
(12) 特定施設入居者生活介護は、 <u>法第8条第11項又は第8条の2第9項</u> に規定する計画(以下「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる	(12) 特定施設入居者生活介護は、 <u>法第8条第11項又は第8条の2第11項</u> に規定する計画(以下「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ

<p>ようにするものでなければならぬ。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p>とができるようにするものでなければならぬ。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。<u>ただし、難病等を有する者又はがん末期の者であつて常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、<u>同条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</u></p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は<u>同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</u></p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



## 長期継続契約の締結状況について

## [新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	米子児童相談所	物品	複合機	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	月当たり賃借料 3,132円	平成28年4月1日 ～平成33年3月31日	鳥取県米子児童相 談所
2	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 4,212円	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県中部総合事 務所福祉保健局
3	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 4,212円	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県中部総合事 務所福祉保健局
4	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 5,400円	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県中部総合事 務所福祉保健局

